

# 平成29年度文学研究科博士論文要旨

## 伊勢神宮神仏習合史の研究

文学研究科宗教学仏教学専攻 多 田 實 道

本稿では、神宮が仏教と初めて接触した奈良時代から、神宮史上の断層と認められる戦国時代までの約八百年間において、如何なる神仏習合現象が、神宮や祠官達の間で出現するに至ったのか、検討を試みた。

我が国において、神仏習合が現象として初めて史上に登場するのは、奈良時代の神宮寺であった。神宮寺は、当時の人々にとって、新たな「まつり」の場に他ならなかった。こうした風潮が、皇室の祖先神を奉斎する神宮にも波及した。伊勢大神宮寺の創建である。上記について、文献史料のみならず、考古学の成果も援用して考察した結果、神郡である度会・多気郡の境界带上に、外宮の大神宮寺（四神田廃寺・天平神護2年〔766〕）と、内宮のそれ（逢鹿瀬寺・神護景雲元年〔767〕）の二ヶ寺が存在したとの結論に達した。

その創建は、時の権力者道鏡の主導によるものと考えられている。ところが彼の失脚後、右大臣大中臣清麻呂を中心とする神祇官人達により徹底的に排斥され、両寺とも創建後僅か数年にして神郡外への移転を強いられた。そしてその反動として、神宮における神仏隔離の原則が、奈良時代末から平安時代初頭にかけて確立されたに至った。（第1章第1節）。

しかしながら、この神仏隔離の原則は、神宮祠官達が従事する祭祀・儀礼の場に限定されるものであった。彼等は、表向には仏教を峻拒するも、実は敬虔な仏教信者であった。こうした仏教信仰とその文化を伊勢の地に齋したのは、神宮祭主を世襲した大中臣氏であり、そしてその監修は、鼓岳山蓮台寺（現伊勢市勢田町内）の創建であったと指摘されている。そこで同寺の創建が、神宮の、延いては我が国の神仏習合史上において如何なる影響を及ぼしたのか、検討を試みた。その結果、10世紀末、天照大御神の本地を觀世音菩薩に配する説が、蓮台寺の住侶（達）によって編み出されたこと、この内宮本地説が、やがて十一面觀音説と救世觀音説に分化した点等を指摘することができた（第1章第2節）。

さて、11世紀後半の内宮祢宜荒木田延平は、「大神宮祢宜延平日記」なる一書を著した。『東大寺要録』に引

用されて遺るその逸文を検討する限り、上記は筆者延平の思索が随所に反映された、いわゆる偽書であったと考えられる。彼は、奈良時代における八幡神の託宣を下敷きに、天照大御神が東大寺の創建を助けたとする説話を創作した。そしてそのなかに、彼が勘案したと思しき内宮本地=大日如来=慮舍那仏とする本地垂迹説や、祠官達が仏教を信仰しつつ神宮に奉仕することを肯定する託宣を盛り込んだ。延平は、神宮祠官初の、延いては我が国で最初の、神仏習合説を提唱した神主として位置付けられよう。これら延平の説は、鎌倉時代初頭の東大寺再建時に再評価され、流布するに至った。文治2年（1186）2月、東大寺大仏殿の巨材確保に行き詰まった大勧進の俊乗房重源は、意を決して神宮（内宮）に参籠した。そして、その際示現したとされる神告に基づき、僧綱以下60名の僧侶による、新写した大般若経の転読供養と番論義が奉納されることに決まった。重源以下東大寺の高僧達は、『東大寺要録』所引の「大神宮祢宜延平日記」から、その着想を得た様である。また、建久6年（1195）3月12日の東大寺大仏殿供養に際しては、上記の例に則り、伊勢公卿勅使が発遣されることに決まった。偽書「大神宮祢宜延平日記」が後世に及ぼした影響は、決して小さくなかったのである（第1章第3節）。

ところで、東大寺衆徒による神宮法楽は、文治2年4月のほか、建久4年（1193）と同6年（1195）4月にも奉納されている。いずれも、重源の発願によるものであったが、この三ヶ度の神宮法楽において、重源が果たして参宮したのか否かは、学説の分かれるところである。そこで関連史料を改めて精査した結果、彼の参宮は文治2年2月の一度きりで、その後の神宮法楽には同行していないことが判明した（第2章第1節）。

また、文治2年4月の神宮法楽においては、時の内宮一祢宜荒木田成長が種々関与していた蓋然性を指摘した。すなわち、同年2月の神託とこの神宮法楽は、重源と成長が結託して創作・企画したものであろうこと、成長の眞の狙いは、自身の從三位への叙位や禁色の恩許にあった点等である（第2章第2節）。

その荒木田成長の家系は、仏教信仰や神仏習合説のみならず、内宮の故実をも代々継承した家柄であった。彼が、同族の元満（祢宜任天養元年～承安3年〔1144～73〕）と親交を深めたことにより、成長家の伝統が、元満家の氏良・延季父子等にも伝播した様である。彼等元満・成長両家の祢宜達による弛まぬ思索・工夫の結果、13世紀後半の鎌倉時代後期に至って、彼等独自の神道説が形成されるに至った。神宮の神道説といえば、外宮祠官度会氏による所説が有名である。一方の内宮祠官荒木田氏は、度会氏の如く神道書を遺してはいないものの、確乎たる神道説を形成していた（第2章第3節）。

ちなみに、「成長・成良さらに氏良・延季あたりが内宮祠宮中、教学面での中心人物であり、その研究成果は度会憲繼を介して外宮祠官度会氏にもたらされたのではないか」との見通しが、先学により立てられている。実際、荒木田氏には『梵網經』を重んじる思想がみられる。一方、伊勢神道の大成者として知られる度会行忠（嘉禎2年～嘉元3年〔1236～1305〕）もまた、上記を極めて重視しており、その研究を通じて理解した戒律の基本を、自らの神道説の構築に反映させた形跡がみられる（第2章第4節）。「伊勢神道＝度会神道・外宮神道」といった単純な図式は、この際見直す必要があろう。

なお、臨済宗法燈派の孤峰覚明が伊勢信仰を有しており、それが彼に参じた禅僧達に伝播したとする愚考（第3章第1節）は、本稿の主旨から少々逸脱するも、こうした南北朝時代における禅僧の伊勢信仰には、無著と貞行（祢宜宣か）や別峰と四祢宜貞昌等、外宮祠官度会氏との密接な関係が確認できたので、敢えて収録することにした。

再び俊乗房重源の參宮と東大寺衆徒による神宮法樂を振り返るに、これは、神仏隔離の原則に加えて、私幣禁断という厳しい網の目を潜って奉納された点でも、劃期的であった。斯くて神宮の私祈祷には法樂という方法があること、そしてそれは、かの大仏殿再建が成就する程靈験あらたかであるとする認識が、公家社会に弘まった。西園寺実氏もその影響を受けた一人で、建長6年（1254）2月、内宮近隣に般若藏を創建した。ここにおいて初めて、神宮法樂を専門とする寺院が成立する。その後鎌倉時代中期から後期にかけて、5つの神宮法樂寺院（①般若藏・②菩提山・③大神宮法樂寺・④内宮法樂舍・⑤外宮法樂舍）が誕生した。上記の五ヶ寺は、奈良時代における伊勢大神宮寺の特徴をほぼ具備している。これを、伊勢大神宮寺の中世的変容と呼ぶことにしたい。

ところが、これらの神宮法樂寺院は、当時の朝廷を反映して、持明院統（①②）と大覚寺統（③④⑤）とに分

かれ、各別の祈祷が勤行されていた。その組織化と法樂の一体的運用を試みられたのが、伏見天皇（持明院統）であった。とりわけ永仁2年（1294）2月の異国降伏祈願では、神宮法樂寺院においても祈祷を行うこととなり、祭主がその総責任者とされた。故に内宮庁も、權祢宜1名を長官の名代として、法樂に派遣した。これは、法樂が公式行事として、神宮祭祀の一環に組み込まれたことを意味する（第2章第5節）。

この祭主を総責任者とする神宮法樂の制度は、文保2年（1318）2月の後伏見（伏見皇子）院政まで維持されていたとみられる。ところが、次に践祚した後醍醐天皇（大覺寺統）の治世下、持明院統の般若藏は、廃絶に追い込まれた様である。一方、大覺寺統であった太神宮法樂寺およびその末寺である二宮法樂舍は、正慶2年（1333）正月に上記を継承した、醍醐寺三宝院賢俊によって持明院統に改められ、また同統であった菩提山は、太神宮法樂寺の末寺として編入された。ここに祭主および醍醐寺三宝院門跡管轄のもと、太神宮法樂寺を頂点とする神宮法樂の体制が成立する。上記は、南北朝の動乱で一時退転するも、応永2年（1395）、足利義満の猶子満済が醍醐寺三宝院門跡に就いたことで事態は好転する。これに伴い、上記体制もまた、満済による装いも新たに復活した。

そして、同32年（1425）以降、足利義持が、二宮法樂舍における年28日間の特別參籠勤行を恒例化した。これは、神宮法樂の靈験を確信したことであった（第3章第2節）。その義持が、新たなる神宮法樂寺院を創設する。内宮建国寺である。

当寺は南北朝時代、時の神宮祭主大中臣忠直が氏寺として建立したのが始まりで、その後応永13年（1406）、時の内宮一祢宜荒木田経博が、徳侍者なる禅僧を住持としたことで、禅宗寺院として整備されるに至る。この建国寺に転機が訪れたのは、同33年（1426）のことであった。内宮を篤く信仰した足利義持は、6月7日、当寺を内宮建国寺と改称した上で、此處に内宮へ寄進した一切経を安置する様命じた。この一切経を基に、神宮法樂を勤行するためである。さらに正長2年（1429）には、足利義教が転法輪藏を寄進し、神宮法樂を毎日欠かさず勤行する様命じた。斯くて内宮建国寺は、室町幕府の内宮専門法樂所となった。当寺の一切経は、内宮に寄進したものである故に、その管理・運用責任者は、内宮一祢宜とされた。また、当寺を運営するための所領は、神宮領莊園であった。さらには当寺の寺僧や伽藍までもが、内宮祢宜庁の強い管轄下に置かれていた。神主という、謂わば異教徒が統括した内宮建国寺は、我が國のみなら

ず、世界の仏教史上においても、極めて特異な存在であったと位置付けられよう（第3章第3節）。

この内宮建国寺創建以降、内宮祠官達は、法楽を神宮祭祀の一環として認識する様になった。そしてそれ故に、彼等は法楽を積極的に受容し、擁護する様になった。こうした姿勢は、外宮祠官にもみられる。上記の諸事実は明らかに、神宮における神仏習合化の進展を示すものといえる。しかし室町時代において、上記現象が確認できるのは両宮神域外であって、正宮を中心とする神域内では、神仏隔離が厳密に守られていた（第3章第4節）。

ところが戦国時代になると、僧侶による神宮崇敬の風潮が益々盛んとなる一方、乱世にあって経済的に逼迫したであろう内宮側は、彼等の奉納する初穂を一助とすべく、様々な祈願・要望にも応える様になった。なかには、内宮一祢宣と思しき祠官が、神祇的呪物である神灰に光明真言を書き添えよ、とまで指示している例がある。そして同時代後期になると、僧籍にあることを許って、祢宣に就任する者が現れた。これは明らかに、神域内における神仏隔離に抵触するものである。斯くて奈良時代末以来守られてきた、祭祀・儀礼の場における神仏隔離の原則は、とうとう破綻するに至った。さらには、この時代になると、表向きには仏教色を隠さなければならぬものの、裏では、仏や菩薩を天照大御神の仮の姿として仰ぎ奉ることこそ神宮の規範であるとする、神本仏迹（反本地垂迹）説が登場する。以上の諸点を勘案するに、戦国時代は、神宮における神仏習合が高度に展開した時代であったと、位置付けてよいであろう（第3章第5節）。

なお、醍醐寺三宝院満済によって復興された、太神宮法楽寺を頂点とする神宮法楽の体制は、戦国時代以降、次第に衰退したものと思われる。法楽を神宮祭祀の一環

として認識していた内宮祠官達にとって、近隣の神宮法楽寺院が凋落してゆくのは、黙視し難かったに相違ない。そこで、その一つである菩提山の支配に乗り出した。また、もう一つの近隣法楽寺院である内宮法楽舎に関しても、永正10年（1513）には、内宮庁の管轄下に置いていた様である。内宮祢宣庁が、これらの神宮法楽寺院を支配したのは、宗教的使命感によるものであったと思われる。ところが、大福田寺（現桑名市大福）や新福寺（現龜山市野村）に関しては、東海道の要衝に位置し、しかも創祀以来の根本神領内に所在する。内宮祢宣庁によるこれら両寺の支配は、その所領經營の一環でもあったと考えられる。

この様に、室町～戦国時代の神宮（内宮）には、神宮法楽寺院を支配下に組み込むという特異な形跡が認められる。中世において、神仏習合化の進展により、神社に対する寺院の影響力が増大した例や、僧侶が宮僧として神主の上に位し、神社を支配したという例は、枚挙に暇がない。ところが、此等とは逆に、神社（神主）が寺院（僧侶）を支配したという事例は、寡聞にして知らない。しかも神宮（内宮）においては、管見の限り、実に六ヶ寺をも支配下に置いていたのである。この点は、我が国の宗教史上においても、特筆すべき事実であろう。しかしながら、内宮建国寺は、長享3年（1489）に一切経を焼失したことで、室町幕府内宮専門法楽所としての役目を終えた。他の神宮法楽寺院においても、享禄3年（1530）を最後に、神宮関係史料上から姿を消す。内宮庁は、時代の混乱に乗じて、衰退する神宮法楽寺院の支配を試み、或る程度は成功した。しかし、混乱が深まるにつれて、その支配も次第に叶わなくなつていったものと考えられる（第3章第6節）。

# 日本語空間名詞の研究

文学研究科日本文化専攻 長谷部 亜子

本論文は、序章と、第Ⅰ章～第Ⅶ章、終章の全8章から成る。序章では、上下に関わる和語空間名詞としてモト、スエ、シタ、ウエを取りあげる理由について述べたあと、ウエの関連表現として接続詞コノウエとソノウエを、モトの類義表現としてナカを、考察対象とする理由を述べる。モト、スエといった上下の空間名詞を取りあげる理由については、それぞれの語が上代からすでに使用されている古い語であるということがまず挙げられる。各語は歴史の長さゆえ、様々な比喩的思考を経て、現代語において多義を発達させており、その仕組みを明らかにすることは意味論的に有意義であると考えるからである。また、序論では本論文を通じてどのような観点から意味分析を行うかという点についても触れた。各章における意味分析は、すべて実例に基づく。用例の収集方法は各章によって異なるが、分析は、意味的、統語的観点から行い、必要に応じて認知言語学的な観点も取り入れた。

第Ⅰ章では、モトの多義を扱う。モトは、以前より空間的意味と時間的意味があることが知られている。しかし、モトの多義全体を見渡すと、空間的意味なのか時間的意味なのか説明できないものがある。本論文では、モトのすべての意味を統一的に説明するため、「プロセス性の有無」という観点を取り入れる。モトの意味に関与する「プロセス性」とは、実際のプロセスとは逆方向の、つまり時間的にプロセスを遡るという意味で用いる。時間的に遡るプロセスを含意するかしないかで、前者をプロセス用法、後者を非プロセス用法ととらえなおすことで、多義を分類、整理する。これにより、空間的、時間的といった表現では統一的に説明できない意味用法も説明できる。

第Ⅱ章では、現代語スエの多義構造を、上代の意味をベースに据え、明らかにする。第Ⅰ章において、スエの対義語モトの意味分析の際に「プロセス性」を含意するかどうかを問題にしたことから、スエの分析においてもこの観点を取り入れる。スエは、どの意味においても対象となるある事物や事象の〈最後〉の部分を指すが、上代においては空間的最後（物理的最後）であるか、時間的最後であるのか、といった観点からのみで分類できる。しかし、現代語では、合計11の意味が確認され、空間、

時間といった用語のみでは説明できない。〈物理的最後〉の下位類として3種、〈時間的最後〉の下位類に3種、そして上代にはなかった〈概念的最後〉に分類される意味もあり、これは5種ある。このうちのほとんどが時間の経過に沿った「プロセス性」を有している点で共通している。モトが上下の概念を生かし意味を発達させたのに対し、スエは意味の成立に際し上下の概念が関与しなかったようである。一方で、プロセス性（モトのプロセス性は時間を遡るプロセスであり、スエのプロセス性は時間に則したプロセスである）という点からは、スエもモトもプロセス性という特性を生かした多義が認められ、それぞれに独自の意味用法を展開している。

第Ⅲ章では、モトと類義関係にあるシタの多義の分析を行う。シタとモトは、ともに「下」と表記し得る点で共通する。シタは、4語のなかでも多義的別義の少ない語であることから、本論では、シタの意味分析も行うが、その分析の成果が「Xの下」という場合の「下」の読み分けにどのように現れるかという点に議論をしぼって分析を進める。このため、第Ⅲ章はシタとモトの類義語分析に近い。「Xの下」という場合、前接名詞Xの種類によって読みが決定される。一般的には具体的な事物についてはシタと読み、抽象的な事象に対してはモトと読む。この前接句の特徴は、第Ⅰ章のモトの分析結果と第Ⅲ章の意味分析の結果に準ずる。ただし、「Xの下」の「X」が「人」や「木」、「天体」といった具体物の場合に、どちらの読みもあり得、その場合も後続文脈との関係によって解釈が異なり、読みが決まる。この両語の読みわけに関しては、文体的な違いも考慮する必要がある。

シタは、第Ⅳ章でとりあげるウエの対義語である。ウエが形式名詞や複合辞といった抽象的な（機能のみを表す）用法を複数持っているのに対し、シタという語には、そうした抽象的な用法がない。基準より物理的に低い位置を指したり、表面に対し裏側の部分を指したり、ヒエラルキーの中における低い位置を指すなど、基本的に位置関係を表すのみである。

第Ⅳ章では、ウエの多義を、意味的側面と統語的側面の両面から考察することにより、より統合的に説明する。ウエの意味としては、上下の概念が意味に反映されると一般的に考えられている。しかし、ウエは、意味が多義

化する際、上下の概念が関与するだけでなく、表面性といった特徴も関与することがある。ウエは、物理的・空間的な意味でも日常的に用いられるが、一方で、表面性や、対象物との概念的位置関係といった特徴が、形式名詞や複合辞といった意味に展開したと考えられる。この抽象的な意味も、特殊な用法ではなく、実際よく使用される用法である。そして、本論文ではこの抽象的な用法においても、すべて物理的空间におけるウエのイメージを、抽象的な概念空間にもあてはめることで説明できると主張する。本論文では、意味的区別を、形式の面からも補強し、整理するが、その結果、意味的な抽象度の違いが、統語的な制約の強弱と関わっていることも示す。今回、空間名詞としてのイメージを形式名詞や複合辞の意味にまで応用し、そこに統語的な整理を加えたことで、より統合的な意味分析ができた。

第V章では、第IV章ウエの多義のひとつ〈累加用法〉に含まれる接続詞形式コノウエとソノウエの使い分けの議論を行う。第IV章までは名詞を対象にしていたが、ここでは接続詞が考察対象になる。そのため、接続詞の後に表わされる事態（前件事態と後件事態）に注目する。名詞単独の〈累加用法〉ウエの分析では前件、後件の事態のとらえかたにおいて、話者の視点というものに注目しなかった。しかし、接続詞コノウエとソノウエの使い分けには話者の視点から見た現在がどこに置かれるかという問題が関わる。また、その置かれ方によって各事態が既に成立した事態なのか、まだ成立していない事態なのかが決定することを示す。コノウエの場合は、話者の現在は、前件と後件に挟まれる形で出現する。このことを、第V章のなかで前件が既然事態、後件が未然事態と把握されるという根拠をもって説明する。さらに、ソノウエの場合は、前後件が未然事態同士か、あるいは前後件が既然事態同士の場合に選択されることを指摘する。ところで、コ系指示詞やソ系指示詞といった指示語に関する先行研究のなかでこれまでにさまざまな見解が示されてきた（コ系指示詞が文脈照応用法であっても現場指示的であることや、コ系指示詞が既知現実を指し、ソ系指示詞が未知現実も既知現実も指し得るといった指摘がある）。本論文の分析はその見解を実証するものである。指示語のこれまでの議論のいくつかは、コやソの特徴はある種感覚的にとらえていたむきもあったが、本論文のアプローチでは、前後件の事態の把握のしかたの差異という形ではっきりとコとソの使い分けとその仕組みを示

すことができる。

第VI章では、モトが副詞的用法となる際に、ナカと類義語になる（「厳しい状況のモトデみんながんばった」と「厳しい状況のナカデみんながんばった」のように類義関係になる）ことに着目し、両語の意味的な違いや表現効果の違いに関する分析を行う。両語は、このように同じような文脈で用いられる場合もあるが、統語的にみて、顕著な差が見られる。モトは、前接句に動詞句や形容詞句をとることを極端に嫌う傾向がある。また、この用法の際に、後接形式も、無助詞か格助詞ニ、デしか許容しないことから、モトは名詞性よりも副詞性を帶びていると考えられる。一方、ナカは、前接形式、後接形式とともに比較的自由に語を選択することができるため、名詞性が強いと考えられる。

最後に、終章では第I章から第IV章で考察した、モト、スエ、シタ、ウエの多義について、どのような特徴が各語の意味（多義）同士のあいだで関連し、新たな意味へと展開しているのか、包括的に考えた。また、第V章で考察した接続詞コノウエとソノウエについてはその分析結果の応用例として、直近の研究成果についても触れた。

第I章から第IV章でとりあげた4語について、各語はある意味においては類義語であり、ある意味においては、対義語になるという関係性がある。終章における考察の際の観点のひとつめは、上下の概念（空間的な意味における上下という概念が、さまざまな認知領域に写像されることはそれまでの議論で述べている）が意味の背景に認められるかどうかである。ふたつめは、プロセス性の関与である。プロセス性についても、それまでの考察で主張したものであるが、これはモトやスエの多義の展開に大きく関わる。さらに、このプロセス性が、ウエの複合辞としての用法にも適用されることをあらたに指摘するなど、4語の意味特性を表の形で示した。みつめの観点には表現性を挙げ、よつめの観点に、時間そのものを指す用法かどうかという点を挙げた。このような観点を設けることで、どういった意味特性で各意味同士が関連し類似した意味になるのか、または対義的な位置に置かれるのかを示した。

終章では、末尾に、本論文を構成する本論文申請者の既刊参考論文の一覧を載せた。各章で参照した参考文献は、それぞれの章の末尾に掲載しているが、終章のあとに、「参考文献一覧」の項目を設け、本論文全体を通じて参照した参考文献すべてを一括して掲載した。